

鳥取縣公報

規 則

○鳥取縣規則第七十五号

クリーニング業法施行細則を次のように定める。

昭和二十五年十月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

クリーニング業法施行細則

(営業届)

- 第一條 クリーニング業法施行規則(昭和二十五年厚生省令第三十五号以下省令という)第一條に規定するクリーニング営業届は別記第一号様式とする。
- 2、前項の届書を受理したときは別記第二号様式による届出済証を交付する。
- 3、営業者は前項届出済証の交付を受けたときは営業所の見易い個所に掲げなければならない。

昭和二十五年十月三日 火曜日
第二千四百四十八号

本書ノ大サハ國定規格A五判

(試験及び合格証書)

- 第二條 クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号以下法という。)第七條の規定による試験の出願期日、場所及びその他必要事項はその都度告示する。
- 2、前項の試験を受けようとする者の提出する受験願書は別記第三号様式とする。

- 第三條 省令第三條の規定による合格証書は別記第四号様式とする。

(ドライクリーニング師原簿)

- 第四條 法第八條及び省令第五條に規定するドライクリーニング師原簿は別記第五号様式とする。

(免許及び登録)

- 第五條 省令第四條に規定するドライクリーニング師免許申請書は別記第六号様式とする。
- 第六條 省令第六條の規定による免許証の再交付申請書

は別記第七号様式による。
第七條 省令第八條の規定による登録事項変更届は別記第八号様式とする。

第八條 省令第九條の規定による業務地変更届は別記第九号様式とする。

(文書の經由)

第九條 法、省令及びこの規則の規定による申請書並びに届出書は各二通作成し営業所々在地在を管轄する保健所を經由しなければならない。

附 則

- 1、この規則は公布の日から施行する。
- 2、この規則施行の際現に営業中のものは第一條の規定に準じこの規則施行の日から一箇月以内に届け出なければならない。

別記様式第一号

クリーニング営業届

本籍地

現住所

氏 名
年 月 日生

一、クリーニング営業場所

二、業務場所

三、開設年月日

四、名称又は屋号

五、経営者、管理者の本籍住所、氏名生年月日

(経営者が法人の場合、その名称、事務所、所在地及び代表者の住所氏名)

六、従事者数

(本籍、住所、氏名、生年月日、従業年月日)

七、ドライ、クリーニング師のある場合

(本籍、住所、氏名、生年月日、登録番号、登録年月日、従業年月日)

八、クリーニング所の構造及び設備の概要

九、電気機械器具を使用するものはその種類及容量

年 月 日

右

氏 名 印

鳥取縣知事宛

別記様式第二号

15 cm

20 cm

第 号

クリーニング業法による

営 業 届 出 済 証

クリーニング所々在在

氏 名

年 月 日生

鳥 取 縣 印

別記様式第三号

ドライクリーニング師受験願書

本籍地

現住所

氏 名

年 月 日生

私今回施行せられるドライクリーニング師試験を受験したいから関係書類を添えてお願いします。

年 月 日

右

氏 名 印

鳥取縣知事宛

(添付書類)

1、履歴書

2、寫真一葉(手札形出願前、六ヶ月以内に正面で撮影したもの裏面に氏名生年月日記入)

別記様式第四号

第 号

合 格 証 書

本籍

氏 名

年 月 日生

昭和 年 月 日 施行のドライクリーニング師試験に合格すよつてこの証を交付する。

年 月 日

鳥取縣知事 氏 名 印

別記様式第五号

ドライクリーニング師原簿

| | | |
|------------------------|-----------|-------|
| 業務種別 | 昭 和 年 月 日 | 本籍 |
| | 昭 和 年 月 日 | 現住所 |
| 登録年月日 | 昭 和 年 月 日 | 年 月 日 |
| 免許証番号 | 第 号 | 氏 名 |
| 免許年月日 | 昭 和 年 月 日 | 年 月 日 |
| ドライクリーニング師試験の合格年月日及び番号 | | |
| 免許取消の事由及び年月日 | | |
| 又は業務停止の事由期間及び年月日 | | |
| 許証の再交付事由及び年月日 | | |
| 備考 | | |

別記様式第六号

ドライクリーニング師免許申請書

本籍地 現住所

氏 名 年 月 日 生

右の者クリーニング業法施行規則第四條の規定により免許願いたく必要書類を添えて申請します。

年 月 日

氏 名 印

鳥取縣知事宛

註 戸籍謄本(抄本)合格証書の寫を添付すること。

別記様式第七号

ドライクリーニング師免許書再交付申請書

本籍地 現住所

右の者クリーニング業法施行規則第六條に基き左記の通りき損紛失しましたから再交付願います。

記

- 一、免許証番号
- 二、交付年月日
- 三、再交付を受けようとする理由

右

鳥取縣知事宛

別記様式第八号

ドライクリーニング師登録事項変更届

本籍地 現住所

氏 名 年 月 日 生

右の者今回登録事項を左記の通り変更しましたからクリーニング業法施行規則第八條の規定によりお届けします。

記

- 新本籍地 旧本籍地
- 新住所 旧住所
- 新氏名 旧氏名

右

鳥取縣知事宛

別記様式第九号

ドライクリーニング師業務地変更届

本籍地 現住所

氏 名 年 月 日 生

右の者今回業務地を左記の通り変更しましたからクリ
ーニング業法施行規則第九條の規定によりお届けしま
す。

記

新業務地

旧業務地

年 月 日 右

氏 名 圃

鳥取縣知事宛

訓 令

◇鳥取縣訓令甲第二十二号

市 町 村 長
民 生 委 員

昭和二十一年十月鳥取縣訓令甲第三十五号生活保護事務
取扱手續を昭和二十五年九月二十一日限り廃止した。

昭和二十五年十月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

告 示

◇鳥取縣告示第四百九十六号

次の者は兒童福祉法施行令第十三條第一項第一号の規定
により昭和二十五年九月五日附をもつて保母たるの資格
を有する者であることを証明した。

昭和二十五年十月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

鳥取市 北條 はる 中村 キミ
米子市 齊藤 立子 妹尾みち子
八頭郡 木原 允子
西伯郡 松井 瑞枝 西田 操

◇鳥取縣告示第四百九十八号

建設業法(昭和二十四年八月法律第百号)第八條の規定により次の者を建設業者登録簿に登録した。

昭和二十五年十月三日

鳥 取 縣 知 事 西 尾 愛 治

登録番号 登録年月日 商号又は名称 主たる営業所の所在地 申請者氏名

鳥取縣知事登録 (S) 第一七八号 昭和二十五年 日産興業株式会社 鳥取市大工町頭五〇ノ三 取締役社長 中川信正

同 第一七九号 同 三十日 徳 田 組 氣高郡明治村大字榎原七九八 徳田義延

同 第一八〇号 同 九月二日 浦田工務店 東伯郡長瀬村大字長瀬一〇三五 浦田義治

同 第一八一号 同 五日 鳥取建設株式会社 鳥取市川外大工町二九ノ一 取締役社長 村津民藏

同 第一八二号 同 八日 富士水道工業所 同 東品治町一〇四ノ一 取締役社長 楠城寛治

同 第一八三号 同 十六日 有限会社 小野組 米子市明治町五九 取締役社長 小野鹿朗

同 第一八四号 同 旭 組 鳥取市吉方町一五七 代表取締役 岸本虎治

同 第一八五号 同 米子電業株式会社 米子市加茂町二丁目九三 代表取締役 安部寛治

◇鳥取縣告示第四百九十九号

自作農創設特別措置法第三十條の規定により昭和二十三年十月二日をもつて買収した土地につき同法第三十四條の規
定に基づき第九條第一項但書の規定によつて(買収令書の交付をすることができないもの)につきその交付に代え)次のよ

うに公告する。

昭和二十五年十月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治
所有者不明及交付不能買收令書一覽表

買收時期 昭和23年10月2日買收 対價支払時期 昭和23年10月2日より一年以内に日本勸業銀行鳥取支店で支払う。

| 記号番号 | 所有者又は称名 | 住 所 | 土地の所在地番 | 地目 | 面積 | 対 價 | 検査日 | 検査区域 | 其の他 |
|------|---------|-----|---------|----|----|-----|-----|------|-----|
|------|---------|-----|---------|----|----|-----|-----|------|-----|

| | | | | | | | | | |
|------|-------|----------------|-----------------------|----|---------|-----------|------|-----------|------------------|
| 鳥取若狭 | 野呂藤兵衛 | 岡山縣津山市船頭町二十七番地 | 鳥取縣八頭郡若狭町大字緒鹿字廣留949/1 | 山林 | 495.020 | 10,693.44 | 十月三日 | 鳥取市薬師町、岩倉 | 対價支払方法 現金払証書法 |
|------|-------|----------------|-----------------------|----|---------|-----------|------|-----------|------------------|

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|----|---------|----------|---|---------|----|
| 同 | 同 | 同 | 同 | 山林 | 173.000 | 2,242.08 | 同 | 八頭郡下私都村 | 同上 |
|---|---|---|---|----|---------|----------|---|---------|----|

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|----|---------|-----------|---|---------|----|
| 計 | 同 | 同 | 同 | 山林 | 668.020 | 12,935.52 | 同 | 八東村、安部村 | 同上 |
|---|---|---|---|----|---------|-----------|---|---------|----|

◇鳥取縣告示第五百号

家畜傳染病予防法第七條の規定により次の日程により種鶏に対しひな白癩検査を施行する。

昭和二十五年十月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

| 検査日 | 検査区域 |
|------|-----------|
| 十月三日 | 鳥取市薬師町、岩倉 |
| 同 四日 | 八頭郡下私都村 |
| 同 五日 | 同 八東村、安部村 |
| 同 六日 | 氣高郡吉岡村 |

| 検査日 | 検査区域 |
|--------|-------------|
| 七月 七日 | 東伯郡由良町 |
| 同 十日 | 日野郡溝口町 |
| 同 十一日 | 同 神奈川村 |
| 同 十二日 | 同 米沢村 |
| 同 十三日 | 同 日野村 |
| 十一月 六日 | 東伯郡南谷村、上小鴨村 |
| 同 七日 | 同 南谷村 |
| 同 八日 | 同 南谷村、山守村 |
| 同 九日 | 同 東郷村 |
| 同 十日 | 同 古布庄村 |
| 同 十六日 | 西伯郡渡村 |
| 同 十七日 | 同 大和村 |
| 同 十八日 | 同 大高村 |
| 同 二十日 | 同 五千石村 |
| 同 二十一日 | 同 幡郷村 |
| 同 二十二日 | 同 五千石村、成実村 |
| 同 二十四日 | 同 天津村、大國村 |
| 同 二十五日 | 米子市米原 |

| 検査日 | 検査区域 |
|--------|--------------|
| 同 二十七日 | 西伯郡上道村 |
| 同 二十八日 | 同 崎津村、彦名村 |
| 同 二十九日 | 同 上道村 |
| 同 三十日 | 同 余子村 |
| 十一月 六日 | 西伯郡光徳村、御來屋町 |
| 同 七日 | 同 所子村 |
| 同 八日 | 同 高麗村 |
| 同 九日 | 同 同 |
| 同 十日 | 同 春日村、米子市博勞町 |
| 同 十一日 | 米子市久米町 |
| 同 十三日 | 西伯郡崎津村、中浜村 |
| 同 十四日 | 同 大篠津村 |
| 同 十五日 | 同 渡村 |
| 同 十六日 | 同 同 |
| 同 二十一日 | 東伯郡長瀬村 |
| 同 二十二日 | 同 同 |
| 同 二十四日 | 同 由良町 |
| 同 二十五日 | 同 大誠村 |

00353

| | | |
|---------|------------|----------|
| 二十七日 | 同 | 下北條村 |
| 二十八日 | 同 | 下郷村、八橋町 |
| 二十九日 | 同 | 成実村、上中山村 |
| 十月 九日 | 氣高郡豊実村 | |
| 十日 | 同 | 東郷村、末恒村 |
| 十一日 | 同 | 逢坂村 |
| 十二月 十二日 | 東伯郡西郷村 | |
| 十三日 | 同 | 西郷村、三朝村 |
| 十二月 十六日 | 米子市角盤町 | |
| 七日 | 同 | 西福原、皆生 |
| 八日 | 同 | 三本松、博勞町 |
| 九日 | 同 | 灘町 |
| 十三日 | 岩美郡浦富町、東村 | |
| 十四日 | 同 | 大岩村 |
| 十一月 十三日 | 西伯郡日吉津村、巖村 | |
| 十四日 | 同 | 日吉津村 |
| 十五日 | 同 | 法勝寺村 |
| 十六日 | 東伯郡高城村、社村 | |

十七日 同 泊村、上井町
 二十七日 同 岩美郡福部村
 二十八日 同 米里村
 二十九日 同

◇鳥取縣告示第五百一號

昭和二十五年九月鳥取縣告示第四百七十二号並びに同年同月同告示第四百七十九号牛の流行性感冒予防規則(昭和二十五年九月鳥取縣規則第七十一号)第一條の規定による出入を禁止する地域中次の地域を九月二十九日で解除した。

昭和二十五年十月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

出入解除地域

東伯郡 社村、灘手村、上北條村、中北條村、下北條村、大誠村、由良町、上井町、倉吉町、西郷村、高城村、小鹿村、小鴨村、舍人村、三徳村、長瀬村、淺津村、字野村、花見村、旭村、山守村、

00354

彙 報

南谷村、矢送村、橋津村、泊村、浦安町、下郷村、上郷村

鳥取食糧事務所長より鳥取食糧事務所米子支所手間出張所の位置を左記に移転した旨通知があつた。

記

一、位置 鳥取縣西伯郡手間村大字天万五五九番地